

IX. 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部副専攻（マイナープログラム）

IX-1. 副専攻（マイナープログラム）とは

大学・短大の学部及び学科等で編成する教育課程とは別に、特定の分野について、授業科目を体系的に編成することにより、学生の自律性及び専門的知識・技術の修得と活用力を育成することを目的とします。

なお、卒業と同時に副専攻（マイナープログラム）の修了を認定することができる学生には、「副専攻（マイナープログラム）修了認定証書」を授与します。

これは、就職活動において履歴書に卒業見込みとあわせて修了見込みを表記することで、学生のキャリア教育を支援します。

IX-2. 履修登録

所定の期間内に授業科目の履修登録をしてください。なお、他学部他学科の授業科目の履修登録について、次の場合は履修できません。

①所属する学部・学科の学生を優先して履修者数を制限する場合

②時間割の上で、所属する学部・学科の必修科目等と同じ時間帯に設定されている場合

副専攻（マイナープログラム）で履修登録する授業科目の単位は、学生の所属学部・学科の登録の上限単位数に含まれます。

副専攻（マイナープログラム）で修了した授業科目の単位は、学生の所属する学部学科の卒業要件における単位として認定します。

③前学期における学費等納付金が納入されていない場合

IX-3. 修了認定の要件

① 札幌大谷大学学則第28条または札幌大谷大学短期大学部学則第25条の卒業の要件を満たしていること。

② 副専攻（マイナープログラム）における各種プログラムで定める修了認定の要件単位数を修得していること。

IX-4. 各種プログラム（履修体系）

副専攻（マイナープログラム）における各種プログラムの名称、編成する授業科目、履修条件、修了認定の要件単位数等については、次のとおりです。今後、新しいプログラムができましたらお知らせいたします。

なお、各種プログラムの中には履修条件を設けているものがあり、授業開講前に条件を満たしていない場合は履修できません。

(1) 音楽実技系レッスン [楽器名又は専攻科目名]

履修条件は、

①受講を希望する期の前学期分の学納金を納めていること、②受講料を納めること、③履修に必要な読譜能力を有していること、④楽器を用意することです。履修の希望が多い場合は、履修人数を制限する場合があります。その際は抽選等の適当な方法（例えば、楽器は大学の借用よりも所有している者を優先する等）により履修者を決定します。

また、器楽を履修する場合は、その楽器を持っているか、または購入する必要があります。

楽器を購入する場合は、授業始めのガイダンスで担当教員と相談してから購入するようにしてください。

詳細は、「IV-4. 実技演奏法（レッスン）の主専攻・副科・副専攻」を参照してください。

科目名称	授業形態	学科区分	1年次		2年次		3年次		4年次		合計
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
実技演奏法Ⅰ (副専攻・【楽器名又は専攻科目名])	実技	音楽	2								2
実技演奏法Ⅱ (副専攻・【楽器名又は専攻科目名])	実技	音楽			2						2
実技演奏法Ⅲ (副専攻・【楽器名又は専攻科目名])	実技	音楽					2				2
実技演奏法Ⅳ (副専攻・【楽器名又は専攻科目名])	実技	音楽					2				2
修了認定に必要な単位数										8	

授業科目1つにつき、1回の個人レッスンを30分（通常授業90分の3分の1）で、半期15回（週）実施します。

この副専攻プログラムに限り、学費とは別の追加受講料が発生します。

音楽学科音楽総合コースの学生は17単位目から選択科目として学費とは別の追加受講料が発生します。なお、追加受講料は1科目につき90,000円です。

上記、「実技演奏法Ⅰ～Ⅳ（副専攻・【楽器名又は専攻科目名]）」の【楽器名又は専攻科目名】は次のとおりとなります（要選択）。

ピアノ、チェンバロ、電子オルガン、声楽、ミュージカル歌唱、フルート、ピッコロ、オーボエ、クラリネット、バスクラリネット、ファゴット、サクソフォン、トランペット、ホルン、トロンボーン、バストロンボーン、チューバ、ユーフォニアム、パーカッション、ドラム、ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ、コントラバス、ギター、箏、作曲、ハープ、ポピュラー・ジャズピアノ